

## 総務産業常任委員会記録

日 時 令和6年2月9日（金曜日）14時10分～16時38分  
場 所 議員控室  
出席者 小寺委員長、工藤副委員長、金木委員、逢坂委員、村田議長  
山田政策推進係長、小笠原政策推進係主査、  
酒井建設課長、笹浪主任技師、高本管理係長、上梨主事補  
オブザーバー 阿部議員、磯野議員、平山議員、舟見議員、村上議員  
事務局 渡辺局長、嶋元係長

### 小寺委員長

それでは、時間になりましたので、総務産業常任委員会を行いたいと思います。

今回は、地域振興課と建設課の2つの課で行いますけれども、まず最初に地域振興課から、当初は休会中の調査事項にはなかったのですが、今月15日の臨時議会に補正で提案される件、まちづくり応援寄附金についてが15日に提案されます。2つ目、移住定住促進事業と奨学資金返還支援事業については、新年度の新たな取組ということで、これは3月定例会のほうで次年度の事業として紹介されますので、それについての説明を受けたいと思います。

今日は、委員のほうは佐藤委員が欠席の連絡が来ております。地域振興課については、清水課長が今回欠席ということで山田係長と小笠原主査のほうに説明していただきたいと思います。また、課長が今日不在ですので、課長でないとちょっと答弁ができないということに関しては持ち帰っていただいて後日ペーパーなり、時間を設けて回答いただくという形にしたいと思いますので、遠慮なさらず質疑をしていただいて、もし答えられない場合は無理せずに持ち帰っていただきたいなというふうに思います。

### 1 まちづくり応援寄附金について

説明員 地域振興課 山田係長、小笠原主査

山田政策推進係長 14:11～14:12

地域振興課政策推進係の山田と申します。本来であれば、地域振興課長の清水が出席しまして挨拶、あと説明申し上げるところなのですが、事情により急遽出席がかなわなくなりました。大変僭越ではございますが、私から一言ご挨拶させていただきます

すことをご了承願います。

改めまして、委員の皆様におかれましてはお忙しい中、説明の時間をいただき、大変ありがとうございます。先ほど委員長から説明ありましたように、本日の地域振興課の案件、まちづくり応援寄附金についてと移住定住促進事業について、奨学資金返還支援事業についての3件であります。力不足ではありますが、できる限り皆様のご質問にお答えしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたく、よろしく願いいたします。

なお、説明等につきましては、着席にて行いますことをあらかじめご了承願います。それでは、1件目、まちづくり応援寄附金について担当の小笠原より申し上げます。

小笠原政策推進係主査 14:12~14:24

それでは、まちづくり応援寄附金について私のほうからご説明をさせていただきます。

資料は、資料1と書かれた資料5枚でご説明をさせていただきます。まず、順番に説明させていただきます。1枚目がまちづくり応援寄附金推進事業の増額補正の提案内容について、2枚目が今年度の寄附実績と今後の見込みについて、3枚目が令和5年度に行った取組とその成果について、4枚目が現在実施中の石川県内灘町の代理寄附の受付について、5枚目がふるさと納税返礼品新規商品開発等補助事業についてといった資料となっております。

それでは、まずは資料1の1枚目のほう御覧ください。まちづくり応援寄附金推進事業予算につきましては、当初予算において1億5,000万円の寄附を見込んで予算を組んでおりましたが、12月議会において当初予算を超える寄附が見込まれたことから寄附額1億8,000万円を見込んだ補正予算を可決いただいております。しかし、本年1月末の時点で見込額をさらに上回る寄附があったことから、2月の臨時議会において増額補正の提案をさせていただきたいと考えており、内容について事前に説明をさせていただくものでございます。

増額補正の内容についてですが、令和5年度は1月末の寄附実績が1億8,449万6,000円となっており、2月、3月に予測される寄附額1,050万4,000円を見込んだ合計1億9,500万円の寄附金額で計算をして増額提案させていただきたいと考えております。

項目別の要求額は、補正額と書かれた下の表の部分御覧ください。まず、歳入予算として現計予算の1億8,100万円に1,500万円を増額、歳出予算は上から返礼品の購入代金として報償費を299万円、募集に係るポータルサイトの掲載料金ですとか、返礼品の受発注業務、寄附金受領証明書の発行などに係る事務委託料として435万5,000円、まちづくり応援基金の積立金として歳入と同額の1,500万円、最後にこのたびの能登半島地震にお

いて被害を受けている姉妹都市であります石川県内灘町の支援として現在実施をしているふるさと納税の代理寄附で受け付けた寄附金を送金するための予算ということで350万円、合計2,584万5,000円を増額提案させていただくといったものでございます。

続いて、2枚目の資料を御覧ください。こちらは、寄附金見込額の根拠という形なのですけれども、令和5年度1月末時点の寄附実績と2月、3月の寄附見込みについてまとめた資料となっております。1月末時点の寄附実績は、一番上のところ、1月末の右側のほう、太字になっているところですが、寄附実績は1億8,449万6,000円となっており、前年度1月末の実績から約44%の増額となっております。

続いて、下に下りていただいて、2月、3月の見込額は表の3つ目のところですか、上から3つ目のところで2月、3月の見込額でございますが、こちらは今年度実績の増加率を基に算出したもので、934万6,000円を見込んでおり、実績との合計で1億9,384万2,000円、前年度実績から約6,000万円の増額を見込んでおります。

なお、提案させていただく補正額につきましては、寄附額が上振れる可能性を考慮しまして1億9,500万円とさせていただいております。

続きまして、3ページ目の資料を御覧ください。こちらは、昨年11月の委員会で今年度の取組内容について簡単に説明させていただきましたので、その成果について簡単ですが、整理をさせていただいた資料となっております。まず、今年度対策としてアクセス数対策ということで、より多くの方に情報を伝えるためにインターネットで寄附を受け付けるポータルサイトを昨年の3サイトの利用から9サイトの利用に増加をしております。こちらは、効果が大きく現れておりまして、初年度にもかかわらず追加した6サイトから約3,000万円寄附を受け付けております。また、ウェブ広告や返礼品の紹介ページの情報をより魅力的なページに更新したことなどの効果により、約2,000万円増加といった効果が今のところ現れております。そのほか、商品紹介ページを御覧いただいた方が寄附をする確率を高めるための対策ですとか、寄附1件当たりの単価を高める対策、返礼品の拡充などに取り組んでおり、それぞれ効果が現れてきております。また、昨年10月から制度改正が行われまして大幅な経費削減に取り組む必要に迫られておりまして、各種経費の削減についても取り組んでおります。中でも返礼品の発送料金につきましては、昨年比で約10%ぐらい削減ができているといった状況です。経費対策については、今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、4枚目の資料を御覧ください。こちらは、増額補正の説明の際にも少し触れておりましたが、令和6年能登半島地震において甚大な被害を受けている姉妹都市内灘町への支援として実施をしておりますふるさと納税の代理寄附の実施状況について記載したものになります。資料の右下の四角で囲っているところにも記載しておりますが、

ふるさと納税の代理寄附の取組は羽幌町としても初めての取組でございますので、内容について簡単に説明させていただきます。代理寄附の取組は、災害対応に迫られる被災自治体の代わりにふるさと納税の寄附を集め、被災自治体に寄附金をお届けするといった取組でございます。寄附金受領後に発生する寄附金受領証明書の発行ですとか、ワンストップ特例申請の受付などの業務を代行することで被災自治体の業務削減につながる取組のことをいいます。このたびの地震により、姉妹都市の内灘町も多大な被害を受けていることから、何か支援ができないかということで始めた取組でございます。集めた寄附金は、全額内灘町へお届けすることになります。既に多くの方から寄附が集まっておりまして、1月末の時点で128名、192万9,500円の寄附をいただいているといった状況になっております。

続いて、5ページ目を御覧ください。最後になりますが、ふるさと納税返礼品新規商品開発等補助事業につきまして説明をさせていただきます。まず初めに、1番の事業概要であります。本事業は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い商品の需要低下などの影響を受ける本町のふるさと納税返礼品取扱事業者の業務継続と将来的に地域を支えるふるさと納税の拡大を図ることを目的として、返礼品の取扱事業者が行う新規商品の開発または既存商品の改良に係る経費の一部を補助するもので、国の地方創生臨時交付金事業として令和2年度からスタートした補助事業になっております。補助金の額は、対象経費10万円以上の2分の1以内で、1事業当たり25万円を上限額としており、1年ごとに時限措置を設けてこれまで4年間実施をしてきております。

2番目の補助対象経費であります。大きく分けて2つの費目を対象としております。1つ目は、研究費で、商品の開発や改良に係る経費、原材料の購入や外部の専門家に対する謝礼金、商品の容器や包装材の購入費、パンフレット、シールの印刷費などを対象としております。もう一つは、商品開発や改良を行うために必要な機器購入費としておりまして、令和2年4月から現在までに10件の申請をいただいております。商品開発や商品パッケージの更新などが行われております。事業開始から4年が経過しましたが、新型コロナウイルスは感染症法上の位置づけが5類に移行されており、情勢が変化していること、また返礼品取扱事業者のみならず新たな事業者も当該補助金を活用して本町の魅力発信のための商品開発を考えているなど一定の需要がありますことから、今後はシティープロモーションの一環とした枠組みに重点を置き、継続して実施していきたいと考え、事業内容の一部の変更を行うものでございます。

資料右上の四角の枠を御覧いただければと思いますが、令和6年度から変更事項を記載しております。まず、目的ですが、これまで新型コロナの影響を受ける事業者の業務継続とふるさと納税の拡大としていたものを本町の地場産品の認知度向上、商品や生産

物の高付加価値化による町内事業者または生産者の産業振興と地域経済の活性化を図るとし、内容などの文言を現状に即した内容に変更するものであります。また、時限措置についてもこれまで1年間としていたものを3年に延長し、中長期的視点で補助していくことで地域の活性化を図っていくこととしております。なお、補助金の額や補助対象経費は、これまでどおりの内容とした変更を考えております。

以上、簡単ではございますが、説明のほう終わらせていただきたいと思います。私から以上でございます。

小寺委員長

それでは、1つずつ、事業が違いますので、分けて質疑を行いたいと思います。

まず、今説明があったまちづくり応援寄附金についての質疑を行いたいと思います。質疑のある委員は、挙手にてお願いいたします。

－主な協議内容等（質疑）－ 14:24～14:47

工藤副委員長 ちょっと分からないから聞きます。まず、1ページのまちづくり応援寄附金、当初予算、この数字は寄附が幾ら羽幌町にされたという金額を書いてあるのか、それでいいですか。

小笠原主査 そのとおりでして、寄附が1億5,000万円を見込んで予算立てをしておりますので、1億5,000万円という寄附額で計算をしたという形になります。

工藤副委員長 それで、現計予算ということは、今現在これだけ寄附額があるということですか。

小笠原主査 3月議会で可決いただいた当初予算は1億5,000万円を見込んだ計算になっていて、現計予算というのが12月に補正予算を可決していただいて増額した後の予算といった形になっています。だから、今の予算が1億8,000万円を見込んだ予算で、各種経費を見込んで予算づけがされているという状況です。

工藤副委員長 ちょっとその辺が分からないのだけれども、寄附額を例えばここに書いてある1億8,100万円というものに対してかかる予算を組んだというこ

とであれば、予算が1億8,100万あることで、そして実際に来たのが1億8,100万という、そういう捉え方なのですか。ちょっとその辺が分からない。教えてもらいたい。

小笠原主査　　まず、現計予算、この1億8,100万円と書いてある部分なのですけれども、これは歳入予算でして、12月予算で見込んでいた歳入予算が要するにふるさと納税で1億8,000万円ぐらいになるだろうということで増額補正をさせていただいて予算づけをしている状況なのですけれども、今1月末の時点で1億8,500万円弱の寄附が集まっていて、もう既に歳入予算額を超えてしまったので、その足りない分を、今後2月、3月の実績もある分を考慮してさらに1,500万円増額で補正予算を提案させていただこうという内容なのです。

工藤副委員長　補正予算と今言っているのは、寄附額のことを言っているのでしょうか。僕の頭の中では、補正予算といったら議会に提案された補正予算のことしか僕分らないです。だから、寄附額の予定という捉え方でこれ書いているのか、その辺が僕理解できないのだ。そして、ここの補正提案額という、これは1,500万ですか、これは寄附額をここで1,500万、もっといただける見込みだということを書いている……ということは、通常の議会にかけられる予算とは違うのだということか。

山田係長　　今委員おっしゃったとおりで、先ほどの繰り返しにもなるかもしれないですけれども、あくまでも現時点で1億8,500万円弱の寄附が集まってきているので、この補正後というのが1億9,600万円になるということで、今回臨時議会で補正予算を提出させていただく額としては、歳入としては1,500万円を増額するというで提案させていただくものです。

小寺委員長　　暫時休憩します。

(休憩 14:30～14:36)

小寺委員長　　休憩前に引き続き会議を再開します。

逢坂委員 何点か確認の意味で、まず令和5年度の寄附金が1億9,500万ということで大幅な増だと思えるのですけれども、過去にこの金額を超えた寄附金というのがあった年度ってありましたか、まず1点目です。

山田係長 お答えします。現在の状況で1億9,500万ということで見込みとして提案させていただきますけれども、今回この想定をしている中で1億9,500万になるであろうというのが過去最高の額になると見込んでいます。

逢坂委員 分かりました。そしたら、実績というか、すごい金額だなど、2億にはちょっと達してはいないのですけれども、大きな金額だなどと思って。次に、2ページをその関連で質問したいのだけれども、月別の寄附金額が記載されているのですけれども、特に9月と12月、12月は3,000万の影響かなと思うのですけれども、9月と12月が相当金額が跳ね上がっているのだけれども、その辺の分析というのは分かっていますか。分かる範囲で結構なので。

小笠原主査 9月と12月の増加率が高いところなのですけれども、まず9月の増加率が高いのは今年度行われたふるさと納税の制度改正の影響が大きく出ていまして、9月当時はふるさと納税の制度改正があるので、寄附金額が値上がりするかもしれませんというニュースが連日報道されていて、それを見た寄附者さんたちが急いで9月に寄附をしたのではないかとされています。9月は、前年に比べて7倍ぐらいの寄附額になっているのですけれども、例年だと大体9月ぐらいから徐々に徐々に上がって12月がやっぱり駆け込みの時期になっていて、というのもふるさと納税の最大のメリットの税額控除を受けられる期間というのが毎年1月から12月の期間で、次の年の住民税とかの控除を受けられるので、12月に向けてだんだん上がっていくのが例年です。12月がやっぱり駆け込みの時期なので、一番多い時期なのですけれども、今年は制度改正があったことで9月にも1つ山があって12月にも山があったというような形なのではないかということによって……（増えている。の声）はい、増えているということです。

逢坂委員 これも関連しているのですけれども、3ページ目に令和5年度から追加

サイト、ポータルサイトを追加されて、先ほど説明があったのですけれども、3,000万ぐらいの増加があったと。この追加サイトというのは、年度当初から令和5年度されていたのか、その辺の時期とか、そういうのを教えていただければと思います。

小笠原主査 追加したサイトなのですけれども、今年度6サイト追加しまして、新年度に入ってからサイトを追加する作業に入っていたので、早いサイトで8月からスタートしています。8月から11月までの期間で順次準備が整ったサイトからスタートしていったというような形になっています。

逢坂委員 それで、3,000万程度の増、今そのサイトの関係分析したら当然分かることなのだけれども、このサイトで寄附金が多くなったということで、そういう理解でいいですか。

小笠原主査 追加した6サイトの寄附額を合計すると約3,000万円ぐらいになりますので、その分で3,000万円プラスにできたというふうに考えています。

金木委員 今年度最高額の2億円近くに達するという見込みで非常にいいことかなとは思いますが、3ページ目にイクラのしょうゆ漬けについての記載がありますけれども、これは今までになかった、今年初めてイクラしょうゆ漬けが出たことでぐんと上がったとか、そういうような見方でいいのかどうか、お願いします。

小笠原主査 イクラしょうゆ漬けが実は羽幌町では一番人気の返礼品になっていて、このイクラしょうゆ漬けは令和2年度から取扱い始めて去年あたりから一番人気になったという形です。

金木委員 確かに令和2年度からちょっと上がりました、1億5,000万ぐらいに。個別なことは言うべきではないのかもしれませんが、これは町内では1社ですか。何社かで作っているというものなのかどうか、そこだけ聞いていいですか。

小笠原主査 一番人気のイクラしょうゆ漬けは、当然1社で作っているのですけれど

も、ほかにもイクラしょうゆ漬けを出してくれている事業者はもう一つあります。ただ、単品でイクラしょうゆ漬けという形で出しているのは、その1社だけです。ほかは、セットの形になります。

金木委員 いろいろニュースなんかで見る限りにおいてもやっぱり結構人気なのは魚介類なのかな、高級牛肉とかというのものもあるようですけれども、羽幌からすれば海のものということでイクラしょうゆ漬けが当たるのであれば、それに類似というのか、関係してさらにほかにはないようなものでということで、ぜひともさらに新しいものを開発できればいいのかなという期待を感じるところです。

豚肉のことについても書かれています。豚肉も準備中とありますけれども、これはどのぐらいの実現度というのか、ちゃんと商品化になりそうなのかどうか、その辺の状況をお願いします。

小笠原主査 豚肉については、昨年11月の委員会の時点では総務省にこれを返礼品として提供して大丈夫ですかという申請を上げていた段階だったのですが、このたび12月の末ぐらいに総務省から認可、オーケー出まして取り扱えるようになったので、今商品を募集するページをつくっている段階です。なので、豚肉のスライス豚肉とかを用意できましたので、その募集をもう少しで開始できる予定です。

村田議長 今の豚肉の準備、オーケー出たというのは、ここの取組で言う町外事業者への働きかけというのでいくと、今でいうとアイスと豚肉とという、その2点ということですか。

小笠原主査 今年度の取組の中では、その2点です。

村田議長 これもちょっと関連するのかどうか分からないですけれども、先ほどのイクラしょうゆ漬けの関係で人気が高いと、全道的にも高いのは分かるので、羽幌町で業者が用意できる量というのは多分限られます。今年度に関しては、そこはもうこれで要はなくなれば終わりということになるのですけれども、そこまで到達したものでしょうか。

小笠原主査 今年度は、その事業者さんもさらにたくさん量を作ってくれたので、まだ余裕があるということで、大体用意した数の半分ぐらいがはけたような形になっています。なので、まだこれから9月ぐらいにイクラしょうゆ漬けを漬け出すので、そのくらいまではもつのではないかなと思っています。

村田議長 取組ではないのですけれども、来年度予算が見えてきたので、地域振興課としては来年度は2億から5億ぐらい目標にしているのかどうなのか聞いてみたいと思います。

小笠原主査 来年度の具体的な目標額というのは、はっきり決めてはいないのですけれども、まだふるさと納税の市場自体が伸びている状況ですので、来年度もしっかり伸ばしていけるように頑張っていきたいと思っております。

小寺委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) それでは、1点目のまちづくり応援寄附金については閉じまして、2点目に移りたいと思います。  
2点目は、移住定住促進事業について説明をお願いいたします。

## 2 移住定住促進事業について

説明員 地域振興課 山田係長、小笠原主査

山田政策推進係長 14:47～14:53

それでは、続きまして私のほうから資料2、縦書きの資料を御覧いただければと思うのですが、その資料に基づきまして説明をさせていただきます。

移住定住促進事業ということで、定住促進住宅の整備について説明させていただきます。資料については、上段と下段に分かれておりまして、それぞれ右下に数字を付番しておりますので、私が今回説明する中ではこの数字をページ番号ということで申し上げますので、よろしく願いいたします。

本事業については、天売島内の空き住宅を移住定住用途として活用するため、令和6年度に建物全体の改修を行おうとするものであります。

それでは、1ページ上段から説明いたします。まず初めに、当該住宅に係る経緯であります。令和元年5月に空き家となっていた住宅の所有者から町で使用するのであれ

ば使ってほしいということで申出をいただいたのですけれども、建物内の家具等がそのままの状態でありましたので、また町としても活用見込みがなかったことから、その後移住対策用として必要があれば取得について検討していくことにしていたところでございます。その後昨年9月に所有者が住宅の中の家具等の整理を行ったということで、その際にまた意向を確認する機会がありましたので、確認しましたところ、町に無償で寄附したいということで確認いたしました。町としても町長にも考えを確認して、将来的に移住定住用途で活用できる施設が必要だということで、建物の内部ですとか状態を確認した上で寄附を受けるかどうかということで考えていたのですけれども、最終的に10月に取得に至ったものでございます。寄附については、住宅の建物と、あとその隣に倉庫がありまして、その倉庫、そしてその住宅の底地を含む土地7筆の計9件の物件を寄附を受けているということで、既に所有権の移転手続は完了しているところでございます。

令和6年度における事業の概要ですが、空き住宅となってから年数がたっておりますので、すぐに住める状態ではないことから、外壁や屋根、あと内装、電気設備工事、給排水設備などの全面的な改修を行うものでございます。

下段の2ページに移りまして、位置図等であります。住宅の所在地につきましては丸印で示しておりますとおりでして、住所は記載のとおりでございます。建物の構造については、住宅が2階建ての一軒家、倉庫は平家で、いずれも木造、昭和61年に建設されたものでございます。

ページをめくっていただきまして、上段3ページには住宅の間取りを掲載しております。1階は、キッチンスペースと浴室部分が区別されまして、リビングを含め6畳ほどの和室が3部屋ございます。2階にも和室が2部屋ございまして、東側の部屋からは焼尻島を望むことができるものでございます。予定している事業につきましては、間取りはそのまま活用した形での改修を予定しております。

下段の4ページ以降8ページまでは、施設の現況の写真を掲載しております。こちらについては、御覧いただくことで説明は省略をさせていただきたいというふうに思います。

ページを3枚めくっていただきまして、9ページを御覧願います。令和6年度の前算案ということで掲載しております。これまで申し上げました建物の改修に係る工事費用、そして改修工事が完了した後に実際に住むための維持管理費を合わせまして総事業費としましてはおよそ3,372万円を予定しております。なお、改修工事の財源としましては、補助率が事業費の2分の1以内の国の社会資本整備総合交付金を見込んでおりまして、補助裏として過疎債を充当することを想定しております。

この交付金につきましては、下段の10ページに詳細を記載しておりますが、離島振興の一環としてハード事業を支援する枠組みということで離島広域活性化事業というのが新たに創設されまして、空き家改修等の人材受入れのための施設整備として定住促進住宅整備事業として活用すると。現在国に対して要望を上げているところでございます。

なお、現時点で住宅の具体的な活用方法というのは決まっておられませんけれども、今後どのような活用ができるのかいろいろと情報収集をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、3月議会ですけれども、提案させていただく移住定住促進事業の中身ということで概要のみで簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

小寺委員長

それでは、移住定住促進事業についての質疑を行いたいと思います。質疑のある委員は、挙手にてお願いいたします。

－主な協議内容等（質疑）－ 14:53～15:11

逢坂委員　　まず、定住促進事業、これはいいことだなというふうには基本は思いますが、要するに寄附の打診があって無償でいただいたということだと思います。今山田係長のほうから活用方法については今後検討されるのかなという言い方されたので、そのために例えばほかの地区というか、焼尻もある、地元もあるのだけれども、その活用方法がまだ決まっていない段階でこの3,300万という予算をつけて改修するということは、まず町の考え方、どういう考え方でこの1軒を改修するのかなと。使い道が決まっていて、こういうのに活用したいのだということで改修するというのは理解できるのだけれども、内容もまだ決まっていない、これからどうなるか分からない段階で来年度予算に計上することなのだけれども、その辺の考え方はどういうふうな基本的な考え方を持ってこういうふうになったのか、まず教えてください。

山田係長　　お答えいたします。魅力ある島づくりというところで人材育成というところが重要になってくるかと思うのですが、定住に向けた住宅確保というのは島でも課題になっていることかと思っております。特に離島地区につきましては、人口減少ということで人手不足も深刻化しております

けれども、この流れに歯止めをかけるための一つの手段として移住定住の促進というところが有効な取組の一つなのかなということで捉えておりました、まず活用できる施設を確保した上で今後の施策の足がかりにしていきたいということで、今回無償で寄附いただけるということもありましたので、そういった取得をして改修をしていきたいということで考えております。

逢坂委員

その意見にあまり賛同できないというか、自分としては離島というのはやっぱり天売、焼尻もあって、例えば空き家で結構いいうちで、それ無償貸与すると。その場合にまた同じく例をつくとそういう人も出てくる、無償貸与で町でやってくださいよというような方々が増えてくるのかなと。移住定住目的としているのは分かるのだけれども、そういうモデルハウスみたいのもつくろうとされているのかなと自分では思うのだけれども、そういう場合に今後出てきたときにどのように進めていくのか、やるのかやらないのか今の現時点では分からないと思うのですけれども、だからこの部分の天売の1軒だけを、島ですから、何かやるとお金がかかると思うのだけれども、補助受けても1,600万は過疎使うのかどうか分からないけれども、一般財源ですから、その辺で今後の見通しをやっぱりきちっと立てないと、ただ単に移住定住促進のためにやるのとやっぱり必要性があるから、あるいは足りないからやる、こういうのをつくりたいというのとは全然違うと思うのです。ですから、町としてそういうのをきちっとしたもの出しておかないと、ただ単につくって今度中でこういう特典みたいのがある、それから入る人も幾らで入れるとか今度細かいことになるのだけれども、いろんなことが出てくると思うのです。だから、大ざっぱにただ今回定住だからといって整備するという部分について自分はあまり理解できないというか、納得できないというか、これで住むのだったらいいのだけれども、ただ利活用がまだ全く予定されていないという部分であるから、その辺がちょっと心配だなという部分はあるのですけれども、答弁できなかつたらいいですけれども、そういう先を見たこういう整備、一応3,300万という大きな金額かかるわけですから、幾ら補助があつたとしても、そして一回つくってしまうと、それに便乗してうちも無償であれするのなら何とか頼むよとなったときにどうするのかなという心配も出てこないのかなと今考えているのだけれども、その辺はどうですか。

山田係長 確かに委員おっしゃるとおり、ほかのところもし出てきたらどうするのだというところもあると思うのですが、無償で寄附するから使ってくれと言われて、それを全部受けるのかといたら、そうでもないということになると思いますので、今回この天売の住宅に関しては一つの過去から移住定住用として検討してきた施設でもあったものですから、今回こういった機会を取得をして今後の足がかりにしていくというところで、これから中身については詰めていかなければならないとは思っているのですが、どういうふうにしていくかというのは内部に持ち帰って検討していきたいというふうに思います。

逢坂委員 何回もすみません。ぜひ、1軒だけをこういうふうにするということは、やっぱり今後大きく影響出てくるのではないかと自分では思うので、その辺もうちよと詰めて進めていただければなと思いますので、内容がちょっと分からないので、利活用が本当はあってやるのと、全く利活用なくて何年もこれを空き家にしておくとまた同じ、3年も使い道なかったとなってくるので、例えば売るのなら売るとか、いろんなアイデアがあると思うのです。だから、そういうアイデアを出し合って町としてうまく進めてほしいと。答弁はいいです。

工藤副委員長 これ例えば全部改修して完成したときにこういう住宅が天売にありますよというコマースシャルというか、そういうのはするのですか。

山田係長 その辺につきましても今、先ほどの質問にも絡むのですが、活用方法というところがまだ町としても方向性としては定まっていない部分がありますので、その活用方法が具体化しましたらコマースシャルの仕方等も検討していかないとならないかなとは思っております。

工藤副委員長 こういう住宅があるということで、例えば移住する人とか、あるいは現在天売に住んでいる人でも住宅が古くなって、そしたらそこに住もうかなという人も出てくる可能性というのはあると思うのです。そういうときには家賃をいただくのか、あるいは家ごと、土地ごと買っていただくのか、そういう部分のそのときには町に収入が入るということになると思うのですが、そういう流れを想定しているのでしょうか。

山田係長 具体的に改修が終わった後に実際にその家を住んでいただける方に住んでもらってというような流れは、まだ想定はしておりませんが、あくまでも移住定住というところなので、町外から来てくれる方、例えば一時滞在する方ですとか、そういった方々に使ってもらえる施設になるのかなとは思っておりますけれども、その活用方法についてはこれから検討していきたいなと思っております。

金木委員 大分関連はするのですけれども、築40年です、計算すると。補修費用も3,000万を超す改修見込んでいるということはかなりな金額にはなるのですが、国からの交付金も活用して行った場合のいろんな条件みたいなものがあるのかなのかちょっと分からないのです。こういうもので交付金、定住促進をするための交付金ということ、そういうわけでもないのか、その辺が例えば空き家何年以内には必ず活用することとか、地元民ではなくて町外からの人でないと駄目だとか、そういうような条件みたいな交付金の規制はあるのかなのかお聞きしたい。

山田係長 資料の10ページに今回活用を予定している交付金の詳細を載せているのですけれども、離島広域活性化事業というところで新たに創設されたものでございまして、今考えておりますのは赤枠で囲んでいる定住促進住宅整備事業というメニューを使って整備していきたいというふうに考えているもので、既存施設の改修等ということを対象にしているもので、交付受けてから何年間使わなければならないだとか、そういった基準についてはなかったかなというふうに認識しております。

金木委員 町から民間に売却しても可能だということですか。

山田係長 その辺については、手元に資料がないので、後ほど確認してお答えさせていただきますと思います。

金木委員 もう一点、そもそも天売島、今回天売なので、町外から例えば天売島に移りたいのだけれども、家はあるとか、定住したい、移住したいというような、そういう打診なり需要なり町側に何か来ているのかどうか、そういう需要見込みのようなどころではどのような状況なのかなという

のを伺いたい。

山田係長 移住定住相談というところで、そういったものがあるかという質問かと思えますけれども、年に1件、2件島に興味があるというような形で相談は受けることはあるのですけれども、現状を説明して、そこで終わってしまったというのが、これまではそういったような事例が出ていますので、将来的に島に住みたいのだという意欲がある方はいるのかなとは思っております。

村田議長 今の空き家を改修するのから外れてしまったらちょっと申し訳ないなと思いつつ、これは島で今偶然そういう空き家があったというところでいくと、それを利活用するという部分でなるべく交付金と過疎債を使ってということでは理解はするのですが、これは逆に言うと焼尻も同じようなことが言えて、自分の認識では焼尻ももしかしたら住宅不足なのかなというふうなことはちょっと思いがあつて、この移住定住という事業は今回は空き家で改修ですけれども、こうしたときに例えば何年間までは移住定住の目的で使わなければならないけれども、例えば8年たったらそうでなくなるというような項目があつたり、詳しく分からないので、一回この事業を使って住宅を改修なりした場合は最後までその目的以外には使えないのかどうなのか、そこら辺の詳しいルールというのか、事業内容が分かれば、逆に言うところやって事業を使って改修なり住宅建てて島の住環境をよくするというほうにももし使えるのであれば、それはそれでまた新しい使い道なのかなと思うので、そこら辺知りたところなのですけれども、いかがでしょうか。

山田係長 議長おっしゃったように、施設の財産処分というような形になるのかなと思うのですけれども、この離島広域活性化事業につきましても国の要綱があるものですから、その要綱に沿った形で使っていく形になると思うのですけれども、今資料を手元に持ってきていないものですから、後ほど、たしか財産処分の項目もあつたと記憶していますので、確認をしましてご答弁させていただければと思います。

小寺委員長 今のものに関しては、後日資料なり、国からのきつと資料があると思う

のですけれども、それで説明するということがいいですか。(はい。の声)  
では、それを踏まえて。

村田議長 ちよつと答弁するのはゆるくないかなと思ひながら、せつかくこうやっ  
て事業を国の交付金も使い、しているものだから、今の天売、焼尻の実  
情にそぐうというか、ができればなという思ひがあつて今質問させても  
らいました。これでやめます。

あと、先ほど事業交付金の関係、財源の関係で2分の1以内で、残りは  
過疎債と言つていましたけれども、これは辺地債は使えるのでなくて過  
疎債しか使えないということなのか、枠として今使いやすから過疎債  
というのか、そこら辺どっちなのでしょう。

山田係長 辺地債の部分に関しましては、こういった移住定住に要するよな施設  
というのはたしかメニューがなかつたと思ひますので、その辺で財政当  
局と協議しまして過疎債というよな、そういうよな話をしました。

逢坂委員 最後です。先ほども一番最初にちよつと質問したのですけれども、こ  
の部分離島振興の広域活性化事業、新規の補助制度を使つているので  
すけれども、地方の地元で、例えば羽幌町内で何かこういう補助制度み  
たいのがあるのかどうかお聞きしたいのですけれども。

山田係長 現時点で私どものほうで、例えば市街地区のほうでこういった事業やる  
といったときの補助金というか、そういったメニューというのはないの  
かなということ認識しています。

小寺委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) それでは、2点目の移住定住促進  
事業については閉じたいと思ひます。先ほどの補助要件の中身等につい  
ては、後日よろしくお願ひいたします。  
もう一点あるのですが、ちょうど1時間たつたので、ちよつと休みます。

(休憩 15:11~15:20)

小寺委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

3点目の奨学資金返還支援事業について説明をお願いいたします。

### 3 奨学資金返還支援事業について

説明員 地域振興課 山田係長、小笠原主査

山田政策推進係長 15:20～15:25

それでは、奨学資金返還支援事業ということで、資料ナンバーでいきますと3、縦型のA4、1枚と、あとホチキス留めのものが2枚あるかと思うのですが、こちらを御覧願います。

まず、資料3、縦型の1枚ペーパーのほうから説明をさせていただきます。初めに、昨年羽幌町出身でプライム市場に上場している企業の元社長で現相談役であります前川氏から寄附を受けまして、12月に奨学基金の設置と既存の奨学基金条例の改正につきまして可決いただいたところでございますが、その奨学資金の利用促進とU I Jターンによる移住定住の促進を図るため、令和6年度から支援制度を創設しようというものでございます。

1番の事業の概要ですが、事業の名称を仮称として羽幌町奨学資金返還支援事業といたしまして、町内に就業し、定住する方の奨学資金返還金を対象にその一部を補助しようとするものでございます。

2番の補助対象者につきましては、本町に住所を置かれた方で町内事業者の正規雇用者または自営業者として5年以上継続して就業する見込みの方といたしまして、転勤で羽幌に来られる方は除く考えでございます。そして、その方のうち学生時代に借りた奨学資金を返還する方で、括弧書きで記載しておりますが、他の機関から助成等の支援を受けている方を除くものでございます。

3番目の対象とする奨学資金でございますが、1つ目に独立行政法人であります日本学生支援機構の学資貸与金、2つ目に都道府県及び市町村等の奨学資金としておりまして、Uターン以外に町外からのIターン、Jターン者の移住定住も呼び込もうという趣旨でございます。

4番の補助率、補助上限額及び補助期間でございますが、補助率は羽幌町の奨学資金は返還額の10分の10、羽幌町以外の奨学資金については2分の1とし、上限額を月額2万円、補助する期間は奨学資金返還期間のうち継続した60月、5年間で考えております。

5番に補助申請等の手続につきまして大まかに記載しておりますが、①の補助申請は

町に年度ごとに補助金交付申請が必要になり、申請日以降に到来する年度内の返還期限分が補助対象となります。返還金全額を補助対象としたい場合は、毎年度初回の返還期限までに申請が必要になります。②の実績報告ですが、補助対象年度の返還を全て終えた後町に実績報告書を提出し、町はそれを基に適正かどうかを検査しまして補助金額を確定し、通知することになります。③の補助金請求は、②の通知を受けた年度の補助金額確定額を一括で町に請求いただくことになります。米印で記載しておりますが、補助金を受ける方は町に毎年度当初に申請をいただきまして、年度末に1年分を一括で請求していただくといった流れになることを想定しております。

詳細については、資料3-1の要綱案、様式は省略しておりますが、後ほど御覧いただければというふうに思います。

また、資料3-2、A4の横のものになりますが、道内市町村における奨学金返還支援の取組状況について昨年10月に当課で調査したものでございます。取り組んでいる全ての市町村分は拾い切れていないかもしれませんが、留萌管内ではこういった返還支援の取組というのは実施しているところはないと思います。こちらにつきましても御覧をいただきまして、説明は省略させていただきたいと思います。

以上、概要のみでございますが、説明を終わらせていただきます。

小寺委員長

それでは、質疑に移りたいと思います。質疑のある委員は、挙手にてお願いいたします。

— 主な協議内容等（質疑） — 15:25～15:42

逢坂委員      まず、資料3、1枚目、説明を受けたのですが、事業名と対象者について質問いたします。この対象については、学生時代に貸与を受けた奨学金を返還する者というふうな文言がありますが、羽幌町で把握している奨学金の返還をする者って何人ぐらい今現在している方がいるのかなと思います。

山田係長      今現在羽幌町の奨学資金の貸付けの対象ですが、貸付けのほうで4名、現在償還をされている方というのが2名いらっしゃるということで把握しております。

逢坂委員　　それで、4名の方は例えば例挙げると羽幌町から奨学資金ということで借入れ、たしか例えば看護師なんか学校へ行っている場合は5万の借入れができるというような制度があると思うのですけれども、それとこの部分の事業はリンクするというか、重複しても問題がないのかなと、それとも羽幌町で今たしか5万だと思うのですけれども、借りている方は該当にならないよと。今4名いる、返還している方が2名いる、たしかこれは羽幌町から借りていると思うのですけれども、そういう方は該当にならないのか、それともそういう方にプラス例えば2万円の助成もできるのかなと、ちょっとその辺自分も分からないのですけれども、教えていただければと。

山田係長　　委員おっしゃった部分につきましては、助産師、看護師の修学資金の部分かなというふうに思いますが、助産師、看護師の修学資金についても貸付条例がございまして、月額5万以内という形で制度を持っておりますけれども、この制度については返還の免除というか、そういったものをもともと規定しておりますので、町内の医療機関に勤務した場合ある程度の期間に達すれば償還を免除するというような規定がございまして、この支援事業についてはその部分については対象とはしておりません。あくまでも町の今学校管理課でやっております奨学金の貸付けを受けている方が対象になるのかなというふうに思います。

逢坂委員　　それで、対象者、今4名と2名ということで、今現在はそういう形で、今後例えばこういうものを受けたいといえ、申請すれば該当になってくると思うのですけれども、先ほど僕の言った5万円今もらっている助産師、看護師のあれとは本当に別物なのか、本当に2万円プラス5万円の助成を受けれるのか、その辺もう一回答弁していただければなど。そこは、全くこれは関係ないよというのなら、それはそれで結構なので。

山田係長　　町のほうで今制度としてある奨学金というのが学校管理課でやっております奨学資金と、あと今健康支援課のほうでやっています助産師、看護師の奨学資金、あと福祉課のほうで持っています保育士の基金があると思いますが、助産師、看護師と保育士のほうにつきましては償還の免除という規定がございまして、返還支援というよりは、返還するお金を支

援するというよりは返還していただくお金を免除するというそもそもの規定がありますので、そちらのほうをまず適用して免除をしていくという形で、今回の奨学資金返還については返還していただくお金をこちらから補助するというようなものになりますので、そもそも返還するのを免除するというようなものになるので、意味合いとしては違ってくるのかなと思います。

逢坂委員　　そういう案件というのは、どういう案件になるのか例で示していただければなど。これに該当するような案件あれば、すみません。

山田係長　　例えば今羽幌町の奨学金の貸付けを受けている方がいらっしゃったとしまして、今年度末にその貸付けが終わるといふ方がいらっしゃったとします。そしたら、その方は、今回12月で制度改正をして償還免除ということで2年間という免除期間設けられているのですけれども、仮にそのまますぐ返すというふうになった場合に償還が始まってきますので、その償還するお金を町のほうもその分2万円を上限に補助するというような形になります。

逢坂委員　　最後にします。この2万円というのは、結果的には最後返さなくてもいいのか返さなければならないのか。(何事か呼ぶ者あり) 返さなくていいのですよね、支援金だから。

山田係長　　基本的には、貸し付けた奨学金は返していただくというような形になると思うのですけれども、その返していただくお金に対して町が支援するというような形になります。

村田議長　　まず、要件の中に就職先というのですか、羽幌町内の事業者、ここがちょっとやっぱり羽幌町にしてみれば、町外の事業者で羽幌町に要は工場なり店舗なり構えているというところもあるでしょうし、逆に羽幌の事業者なのだけれども、他町村に構えているというところもあるでしょうし、そこら辺まず境目はきちんとしなければならぬので、どういう形になるのかというのが1点と、先ほど5年間というところでいくと、5年間同じ事業者にいなければならないのか、例えば3年間羽幌のある事

業者にいて、ここ俺ちょっと勤まらないから同じ町、羽幌町内のところに今、すぐ転職するのがはやっていると言ったら変ですけども、そういうがあるので、そういう場合はどうなのかというところとか、ちょっと細かいところまで自分もこの要領を見ても探せないの、これをやることによって何か弊害だとか、ここはこうしたいねとかということが起きてきそうな気がするのです。そういうところは、どこら辺まで詰めて検討しているのか答弁願いたい。

山田係長 資料3—1の交付要綱の中にも記載しておりますが、基本的には町内に住所を有する事業所ということで個人事業者なり法人であったり、町内に住所があるというのを対象にしたいというふうに考えています。なので、町内に本社があっても町外に支所があったりだとか、そういったところで支所に勤務するというのは対象にならないのかなど。それと、2点目の就業する期間というのですか、それにつきましても現時点では5年以上継続してその事業所に就業するという方を対象としたいということで考えています。例えば転職するというならば、その方は対象外になると。

村田議長 そしたら、転職になるとオーケーにならないということでいくと、例えば5年間そこで就職、ずっといようと思っていたけれども、今言ったように3年目で転職してしまったと、町内だろうが町外だろうが転職してしまったら、そこまで受けた要は補助金というのか、年額でいくと24万は返さなければならないのか、それともそういうものはないのか、そこら辺はこれに載っているのか、全部読み切れていないから分からないですけども、そこら辺はどうなのですか。

山田係長 要綱の第15条に交付決定の取消しということで記載しておりまして、補助対象者に要件に該当しないことが判明したときについては返還を命ずることができるということで規定しております。

村田議長 返還を命ずることができるということは、必ずしも返還しなければならないということではないということか。返還しなければならないであれば、5年間就業できないのであればその補助金は返還してくださいとい

うことになるけれども、この文言でいくと返還を命ずることができるということだから、そこら辺の捉え方が難しい。だけれども、そこら辺はつきりしておかないと後で問題になっても嫌なような気がする。もしはつきりしていないのであれば、そこら辺の考え方は統一したほうがいいのかと思うのですけれども、いかがですか。

山田係長 先ほども説明させていただきましたけれども、5年間継続して就業する見込みというところで議長おっしゃるケースというのでも出てくるのかなと思いますので、今後制度が始まるまでどういうケースが考えられるのかというのをもうちょっと整理しまして対象を明確にするような形で考えていきたいと思っています。

村田議長 要望なのですが、Uターンなんて学校は向こう行って、だけれども羽幌に親がいて、羽幌で仕事見つけて、羽幌にいたいという人がいた場合、例えば今言ったように1年だか2年でどこかへ転職して、だけれども羽幌にはいたいのだという方がもしあれば、そういう人は、私の要望ですよ、転職しても引き続き羽幌町で就業してくれるのであればやっぱりそのまま交付金補助してあげてもいいのかなと。例えば3年で羽幌から出ていってしまった場合は、これは当然のごとく今言ったように命ずることができるので、返還してくださいとかということになるのかもしれないのですけれども、これ要望ですよ、私の、この町に住み続けてくれるのであれば許せるのかなと思うので、そういう検討する中では考えてほしいなと思います。

山田係長 先ほどの説明でも申し上げましたが、あくまでも移住定住というか、町外から人を呼び込むということを目的とした事業でもありますので、今議長おっしゃった部分も含めまして、まだ制度始まるまでに時間があるかと思っていますので、もう少し詰めて考えていきたいと思っています。(いい制度にしてほしいと思います。の声)

金木委員 私も今の議長のにも関連するのですけれども、文面でいえば資料3—1の2ページ目にあります一番上の(2)、正規雇用者または自営業者であって5年以上継続して就業する人と。今の時代やっぱり正規雇用難しい

状況もあるのではないかと。本人は、正規雇用してもらいたいだけでも、取りあえずは臨時職員から始めなければならないとか、非正規雇用の人も多いというふうな話も聞いていますので、そういう人こそやっぱり支援が必要ではないのかなというふうな気がするのです。当然羽幌町に住所を置いて5年以上羽幌町で頑張ってくれるのだというような人であれば、正規雇用者であっても非正規雇用者であっても私は支援すべきではないかなと思うのですけれども、この一項を入れたその狙いというか、ほかのいろんな条例見たらこれが普通なのだという事なのかもしれませんが、何か特別この一項の狙い、理由みたいなものはあるのでしょうか。

小寺委員長 暫時休憩します。

(休憩 15:40～15:41)

小寺委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

山田係長 今金木委員おっしゃった部分も含めまして、制度改正前までに詳細を詰めていきたいなと思いますので、今おっしゃった部分については確認しまして後ほど答弁させていただきます。

小寺委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) それでは、3件一応終了したいと思います。先ほども言いましたが、まちづくり応援寄附金に関しては15日の臨時議会で議案として上がります。ほかの2件については、新年度の事業ということで予算委員会と3月定例会で条例も含めて出てくるのかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。  
本日はありがとうございました。ご苦労さまでした。(建設課に電話します。の声) そしたら、来次第なので、きっと5分ぐらいはかかると思うので、50分ぐらいになるかなと思いますけれども、お土産持たせてすみません。ご苦労さまです。そしたら、50分ぐらいから始めます。

(休憩 15:42～15:50)

小寺委員長

時間になりましたので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いては、建設課の休会中の調査事項ということで令和5年度工事発注状況についてを行う予定でしたが、急遽除排雪業務についてということで追加となっております。今回建設課からは2件についての説明を受けたいと思います。

まず、建設課、12月20日で新しく課長になりました酒井課長から一言お願いいたします。

#### 4 令和5年度工事発注状況について

説明員 建設課 酒井課長 笹浪主任技師 高本管理係長 上梨主事補

酒井建設課長 15:50～15:51

本日は、大変お忙しい中、また午後から様々な案件につきまして調査をいただきまして大変お疲れのところ建設課の所管事項に対しまして時間を設けていただきましたことに対し、厚くお礼申し上げます。ただいまご紹介ありました12月20日付で建設課長を拝命いたしました酒井です。よろしくお願いいたします。

この後、毎年この時期にご説明申し上げております工事発注状況につきまして、またこの冬におかれます除排雪業務につきましてその状況説明、またこれまでの実績と今後の稼働予定を踏まえまして来週予定されております臨時会に補正予算として提案する予定であります内容につきまして説明をさせていただきます。

それでは、早速担当係長より説明をいたします。なお、説明は着席したままで行いますことをご了承願います。よろしくお願いいたします。

高本管理係長 15:51～15:54

建設課の高本といいます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

お配りしている資料なのですが、初めに令和5年度建設工事の発注状況についてですが、まず1ページ目が横向きになっている資料のほうから説明していきます。初めに、資料1ページ目なのですが、建設課所管の工事のほか各課からの工事の発注依頼を受けて実施しているものを集計しております。小規模な修繕など担当課が直接発注しているものについては含んでおりませんので、あらかじめご了承ください。資料上段の表は、令和元年度以降の工事発注実績を比較しております。表の一番右側の令和5年度実績は、土木工事が15件で契約金額1億779万1,000円、建築工事が13件で契約金

額 1 億7,971万円、河川関係が 1 件で契約金額446万6,000円、港湾関係が 1 件で契約金額 3,047万円、災害復旧工事が 8 件で5,033万4,000円となっております。契約金額の合計は 3 億7,277万円で、前年度よりも 1 億9,786万7,000円減少しております。原因として、土木ではスポーツ公園の陸上競技場改修工事が前年で約 1 億1,600万円、建築工事のほうで総合体育館の外部改修工事 1 億4,300万円の大規模改修があったことによるもので、令和 4 年と令和 5 年で実績に差が生じております。

次に、資料 1 ページ目下段は、継続事業について記載しています。複数年で実施した事業の契約金額は、各年度ごとの実績額をそれぞれ算入しております。

次に、資料の 2 ページ目以降になりますが、今年度の工事発注の内訳ということで各種土木、建築などの工事の一覧を添付しております。工事の概要については、予算委員会などでご承知いただいておりますので、詳細の説明については省略させていただきます。

以上、令和 5 年度の建設工事発注状況の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

小寺委員長

それでは、質疑のほうに移りたいと思います。質疑のある委員は、挙手にてよろしくお願ひいたします。事前に委員の方にはお伝えしていると思うのですが、この工事状況については建設課が受け持っているものに限定されているということでご了承ください。それぞれほかの課で発注しているものについては、入っていないという認識でよろしいですね。ということで、何々は入っていないというものに関しては違う課が持っているという認識で進めていきたいというふうに思います。

— 主な協議内容等（質疑） — 15:54～16:07

逢坂委員 1 点、まず 5 ページ目の一番最後の災害復旧についてなのですが、5 年度5,000万ちょっとかかっています。これは、あくまでもナンバー 1 にある 8 月豪雨災害の復旧ということがほぼ5,000万ということではないのか、それとも何かまた別な災害があつて、それぞれいろんな内容が書いてありますけれども、その辺の内容、あくまでも 8 月豪雨の部分が主なのか、ほかの災害があつたからという部分もあれば教えてほしいなと思います。

酒井課長 内容的には、8月豪雨の影響によるものということで押さえていただいて結構です。

工藤副委員長 2ページ目の14番目の北2条通歩道整備工事、この工事は今年度で終了していますか。まだかかりますか。

酒井課長 この工事自体は、終わってはいるのですがけれども、同じ北2条通ということで引き続き違う区間をまた、6年度要求でまた違う場所を行いたいというふうに……（その2条通の中。の声）そうです。すみません。考えております。

工藤副委員長 それは、2条通のもっと続きがまだあるということですか。

酒井課長 そのとおりです。

村田議長 今年度の中の発注した土木、建築、災害からある中で、基本的に羽幌町としてなるべくならのできるのであれば町内業者という部分の中で、町内業者で行える工事なのだけでも、そうでなくなったという比率と言ったらいいのか、100%町内でいいのか、そこら辺の割合と言ったらいいのか、どういう比率になっているのか教えてほしいです。

酒井課長 基本的には、町内業者で入札参加していただける者を優先的には考えてはいるのですがけれども、中にはどうしても一定の資格ですとか技能を有する業者を指名する、また指名業者の数も法令等で決まっておりますので、その中で当然町外業者が結果請け負っている工事あるのですがけれども、まず専門的な技術を要する設計だとかにつきましても地元でそういう業者がいませんので、当然町外というふうになると思うのですがけれども、それ以外についてはほぼ町内業者でやっているというふうには捉えていただいて結構であります。

村田議長 今の答弁の中でいくと、今の状態でいくと羽幌町としては町内に頼めるようなそういう事業は大体町内事業者がまだ請け負ってくれているというところなのですが、今このご事情でいくと建設でも土木でも人手不足

だとか、高齢で後継ぎがないとかというあまりいい話ではないですが、見込みとして羽幌町としてそういう事業者をやっぱりきちんと守っていくという上ではある程度安定的、なおかつ利益が上がるぐらいの形でいかないと羽幌の事業者も生き残っていけないのかなという部分があって、なるべくコンスタントに、極端な話言うと先ほどの説明でいくと4年度と5年度では約2億近く of 金額の差があったり、数字では出ているので、今言った町内事業者向けの工事費としては年間大体同じような数字というか、金額で発注しているのか、それともやっぱり優先度があって多い年もあれば低い年もあるのか、そこら辺の波というのか、動きと言ったらいいのか、そこら辺は今、この数年でいいのですけれども、どんなような状態で発注されているのか知りたいので、分かれば答弁をお願いします。

酒井課長 今議長おっしゃいましたような細かい分析につきましては、行っておりません。ただ、先ほど委員長から説明のありましたとおり、あくまで建設課が発注している業務というものでありますので、各課ほかにも所有施設がたくさんございます。その中でいろんな修繕だとか工事等もありますので、建設課だけの数字ではなくて、そこはやっぱり庁内全体の発注状況みたいのを整理しないとなかなか難しい部分があるかなというふうに考えます。

逢坂委員 確認なのですけれども、3ページのナンバー2の栄町夕陽ヶ丘団地の屋上防水改修工事、これ2棟あるのですけれども、この2棟とも防水改修工事をされたのかどうか、それ確認で。

酒井課長 2棟とも行っております。

逢坂委員 これ要望になるのですけれども、そういうのは受け付けていませんか、委員長。

小寺委員長 質疑っぽくしてください。

逢坂委員 実は、幸町団地、今公営住宅建てられていまして、今年も2棟8戸建っ

たのですけれども、建ててくれるのは大変ありがたいということで、それはそれで町民の方も大変喜んではいるのですけれども、その設計が悪いのかどうなのか私ちょっと分からないのですけれども、プロではないので、要するにどうしても平家建てになるものですから、雪害があつて大変苦労しているという部分で、この設計委託、日本都市設計ですか、に今幸町団地の公営住宅の設計を委託依頼しているのですけれども、その辺の平家に対する窓の、例えばベランダの窓だとか、普通の窓だとか、そういうところの対策というのか、ちょっと表現があれですけれども、積雪で屋根を例えば無落雪にするだとか、そういう方法というのはこれまで考えられなかったのかなというふうに、住んでいる方々、大変いろんなところから苦情が、たまってしょうがないと。全部平家で大きな屋根ですから、雪が落ちると全てベランダとか、そういうところに落ちてしまうのです。それは、御存じだと思ふのですけれども、それを無落雪だとか、そういうような設計変更みたいのができないのかなというふうに考えるのですけれども、その辺の今答弁できなければいいですけれども、一応考えというか、そういうのがないのかなと。無落雪にすると、結構雪の心配は、平家ですから、要らなくなるのかなと。要するに熱上がるので、平家だと。自然と解けやすいので、そういう設計など検討してほしいなという部分もあるのですけれども、その辺はどうですか。

酒井課長　　そういう設計につきましては、これまでの経過もあつて検討されてきたと思います。また、当然住んでいる方の苦情だとかがもしあるのであれば町民課のほうで押さえているものもあるかもしれませんので、そういうことを総体的に情報収集しながらこれからできるものについては改善というか、そういうのを検討することは必要なのかなと思います。ただ、今の段階で必ずできるかどうかというのは、またこれからその辺の調整が必要だと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

逢坂委員　　町民課も関係あるので、建設課、あるいはほかの担当課と協議していいものをぜひ建てていただきたいというふうに思います。答弁はいいです。

小寺委員長　　ほかに質疑はございませんか。(なし。の声) それでは、なさそうですので、1件目の工事発注状況については閉じさせていただきます、2点

目の除排雪業務についての説明をお願いいたします。

## 5 除排雪業務について

説明員 建設課 酒井課長、笹浪主任技師、高本係長、上梨主事補

高本管理係長 16:07～16:14

それでは次に、2つ目の案件で町道の除排雪業務のほうについて説明をします。

初めに、資料の1ページ目ですけれども、除排雪業務の稼働時間についてですが、上段の表は市街、原野地区、中段は離島地区の令和元年度以降の実績で、令和5年度は1月後期分までの時間数を記載しています。また、下段のグラフは、過去の稼働時間の実績を可視化したもので、令和5年度は2月、3月を含めて約1万時間の稼働を見込んでいます。

次に、資料の2ページ目、除排雪業務の委託料実績についてですが、上段の表は令和元年度以降の実績で、中段には令和5年度の予算額、契約額の内訳を記載しています。また、下段のグラフは、過去の委託料の実績を可視化したものになります。除排雪業務は、令和5年12月から作業を開始し、12月前半までは平年より降雪量が少ない状況でしたが、12月中旬以降はまとまった降雪量の日が続いたことにより早朝に行う除雪作業の稼働時間が増加し、1月中旬から実施している大型ダンプを借り上げて行う排雪作業の稼働時間の増加が今後見込まれるため、今月15日の臨時議会に増額の補正予算案を提出する予定であります。

次に、3ページ目になります。3ページ目の各種資料についてですが、(1)、市街、原野地区稼働実績は令和元年度以降の1月後期時点の数値を比較した表になっています。令和5年度の市街地区の除雪稼働時間は1,075時間15分、市街地区の排雪稼働時間は1,979時間45分、原野地区の除雪稼働時間1,396時間35分は、ともに前年と同程度であります。

次に、(2)、市街、原野地区委託料実績は、令和元年度以降の予算額、契約額の経過を記載しています。令和5年度の当初契約額は1億3,904万円とじていましたが、12月中旬以降に降雪日が続く、除排雪作業も稼働時間の増加が見込まれることから、さきの説明と重なりますが、今月15日に開催予定の臨時議会で4,516万6,000円の増額補正予算案を提出する予定であります。

次に、(3)番になります。排雪用10トンダンプの借り上げ実績は、令和元年度以降の町内業者からの大型ダンプ借り上げ時間と金額を記載しています。令和5年度は、1月後期分までの実績が704時間で、今月の補正予算提出の際にはプラス2,000時間以上の稼働

働を見込んでおります。

次に、(4)番、建設課車両等修繕料実績は、令和元年度以降の一般会計8款2項2目の道路維持費内の修繕料を記載しています。この中で他の年度と比較して突出している令和4年度の修繕料ですが、これは平成15年度に購入したロータリ除雪車のトランスミッションの取替え修繕が約800万円で、この修繕が主な要因となっています。

次に、資料の4ページ目になります。苦情件数等についてですが、令和元年度以降の実績を記載しています。令和5年度は、12月が30件、1月が22件と前年度の同時期と比較し倍以上に増加しています。苦情の内訳は、除雪依頼36件、排雪依頼5件、作業内容に関すること4件、置き雪に関すること2件、物品破損1件、その他3件で、要因として令和5年12月中旬以降に降雪量の多い日が続いたことから除雪作業に対する依頼が多くありました。今後も苦情の内容を運転手や作業員と共有し、注意を払いながら安全で丁寧な除排雪作業を行う体制を整えていきます。

次に、資料の5ページ目になります。除排雪車両の一覧についてですが、現在除雪ドーザ、ロータリ除雪車、ダンプトラックなどの計18台を所有しております。直近では、令和2年度に社会資本整備総合交付金を活用し、ロータリ除雪車1台を更新しています。令和5年度の除排雪車両の購入実績はありませんが、20年以上経過している車両が複数あるため、適切な点検整備などを行い、現存の車両を可能な限り使用できるよう努めているところです。

次、資料の6ページ目になります。過去の気象資料についてですが、平成26年度以降の積雪などに関するデータを記載しています。令和5年度は、今年2月7日までに降雪日数57日、降雪量421センチ、最深積雪121センチで、過去10年と比較すると最も雪の多かった平成29年度に次ぐ状況となっております。月ごとの数値には表れていないのですが、去年12月16日から22日までの1週間で約75センチ、今年1月15日から16日までの2日間で約60センチの積雪がありました。最大積雪深は、12月16日時点で12センチだったものが1か月後の1月16日には121センチと連続した降雪により大幅に増加しました。建設課では、可能な限り住民の交通に支障が出ないように早朝の除雪作業に加え、市街地区一円の排雪作業を実施しているところであります。

次の資料7ページ目には、参考として過去10年間の月ごとの降雪量などを色分けし、可視化したグラフを掲載しています。

以上、除排雪業務に関する事項の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

小寺委員長

それでは、質疑に入りたいと思います。年度途中なのですけれども、途中までの現状

についてと、あとこれも今度の補正予算で提案されるということでもありますので、それも踏まえて質問があれば挙手にてお願いいたします。

－主な協議内容等（質疑）－ 16:14～16:38

工藤副委員長 確認したいのですけれども、15日に臨時会で補正する額はここに記載されている4,516万6,000円、この額が補正。

酒井課長 そのとおりです。

工藤副委員長 もう一つ、今順次排雪されているのですけれども、南のほうの6条通は川北方面終わってからやることになっているのか。

酒井課長 今川北地区一度も手をつけていなかったという部分ありますので、拡幅を含めながらできるだけ多くの雪を除いている状況ですが、先にやりました幸町ですとか栄町方面、また6条通等もさらにまだ路肩に雪が積もっておりますので、引き続きやっていくということで、順序につきましては具体的にまだ言えませんが、当然これから引き続き排雪作業には入っていけると思っております。

工藤副委員長 細かくて申し訳ないのですけれども、ということは幸町の一番浜側の通りももう一度やるということですか。

酒井課長 ええ、その予定でおります。

逢坂委員 これも確認なのですけれども、例年除雪はそれなりにされているということでもいいのですけれども、問題になっているのは排雪かなというふうには自分は思うので、例年と言ってもあれなのですけれども、令和3年、4年の内容を見ますと排雪のまずやる場所が、今年はちょっと日程も遅いし、実は一番気になったのは川北の中学校前通りで、私たまたま孫がいるので、迎えに1月からずっと行っていたのです。そうすると、ほぼ1月の後半から、通学路になっていると思うのですけれども、片道車線というか、待っていないと交差できない道路になっていたのです、ずっ

と。それは、私立場的には一々苦情とか言わなかったのですけれども、それがずっと続いていて1月、やっと2月に入ってから何日前か分かりませんけれども、やっと中学校の通学路のところを排雪したのですけれども、従来見ると必ず北2丁目通だと思えるのですけれども、これは一番先にやるのです、従前からいうと。その順番に入っているのです、実は調べていくと。それが今回全然されていなかったという理由と言ったら変ですけれども、どうしてされなかったのかなというふうに、相当迎えに行っても大変だと、交差できないと本当に多くの父兄の方々から言われたのです。いつ排雪してくれるのですかと。本当に私も実際に何回か迎えに行ったときがあるので、あれが通学路になるのであれば、小学校は小学校で早くやってくれたと思うのですけれども、中学校の通学路が全くされなかったという理由について聞きたいと思います。

小寺委員長　　まず、確認が、通学路というのは歩道ではなくて通学路に面している車道という認識でいいですか。

逢坂委員　　そうです。

小寺委員長　　暫時休憩します。

(休憩 16:20～16:20)

小寺委員長　　休憩前に引き続き会議を再開します。

酒井課長　　今年の雪の状態を見ますと、今おっしゃりましたのは北2丁目ですか、以外の道路もかなりの路肩に雪が積もっている状況で、あその道路だけではなくて全町的に今話ありました片道1車線の状況が続いてしまったと。今年の雪の降り方としましては、1日に30センチ降るような雪が2日続けて継続することで、当然除雪した雪を路肩に仮置きしなければいけないという状況が続いたことでどうしても路肩に雪が積もった状況という部分があります。また、排雪する場合も当然ダンプが雪を捨てに行くということで、まずその路線を優先して確保していかなければならないということがありますので、栄町ですとか、そういうところに雪捨

場を設けておりますことから、そこは優先的に空けていくということで、どうしてもその辺からの作業になっていっているというのが現状になります。

逢坂委員 課長言うのも理解はできるのですがけれども、除排雪、毎年こういう委員会を開くのですがけれども、スクールゾーンというか、その関係は結構優先的にやるということで、毎年それは担当課のほうで理解されているというふうに自分は思っていたのですがけれども、今年初めてかな、これだけの、歩道は当然通れないのですがけれども、車道も全く1車線しか通れないというような状況になったのは。だから、その部分については、例年必ず小学校のほうとか中学校のところは結構早くやっているのです、実際に、調べたら分かると思うのですがけれども。だから、その部分でどうだったのか。ダンプが足りないとかというのは、確かにそういういろんな事情は分かるのですがけれども、子供たちが歩いて車来るたびに止まるという状態が結構続いていたのです。だから、あの辺冬休みに入る、冬休み明けてからかな、だからそういうことをやっぱり重点的にやらないと、排雪なり除雪、除雪でも十分対応できるかなと。ロータリで飛ばせばうまくやれるのでないかと思うので、ダンプはなくても、その辺をうまくやっていただきたいなというふうに要望しておきます。何かあれば。

酒井課長 当然作業については効率的にやるというのがあると思いますので、ご意見を来年度に向けた課題としまして、次年度の除雪のときに委託する際に協議の一つの課題として上げさせていただきますので、お願いいたします。

金木委員 似たような話になりますが、12月、1月ですか、多めの雪が降ったという割には排雪作業の稼働時間がまだ704時間、令和4年、令和3年と比べてこの時期は700時間ぐらいだったかどうか私は統計取っていないので、分かりませんがけれども、今学校周辺の話が出ましたけれども、どこの通りでも雪は確かに多いので、早く自分のうちのそばやってほしいなという思いは皆さん持つでしょうけれども、優先的にやっぱり通学路、学校周辺、それから子供の入学前施設の周辺だとか、あともう一つ私気にな

ったのはホテルの前の通りがしばらく細い道路だったのです。今は広くなりましたけれども、そこを毎日のように札幌、稚内便のバスが通る割にはバスの運転手これは大変だろうなと思いながら、羽幌の施設としては顔になる施設ですし、あそこはやっぱり絶えずもうちょっと多めに排雪、道路広げるような方法取ってみてもいいのではないのかなと思ったりもしていましたということで、これは意見になってしまいますけれども、その辺の状況当然見てはいたのでしょうけれども、そういった町内の優先的に広げるようなところということは当然考えながらやっつけらっしゃるだろうと思うのですけれども、どのような考えだったか、これからの対策なり考えているところをお聞きしたいと思います。

酒井課長 これにつきましては、先ほどの中学校前と同じでありまして、当然排雪する際にダンプが通るルートだとか、恐らくそこだけをカットする際にはいろんな道路を関連してやったりすることも想定されると思いますので、そこも同じく次年度に向けてどういうふうな効率的なものができるかという部分も検討課題とさせていただきたいと思います。

逢坂委員 今金木委員からダンプの排雪の稼働する時間が少ないということ、明らかにダンプの借り上げ実績も今現在ですけれども、去年の半分もいっていないということは排雪も当然それだけやっていないというふうにして捉えられるので、ダンプ使うということは排雪に使うのですから、ダンプ除雪できませんから、それからいってもやっぱり排雪は少ないのかなとまずは思うのです。それで、ちょっと話ずれますけれども、一時留萌が大雪になったときに、これ把握しているかどうか分かりませんが、羽幌のダンプが相当お手伝いに、借り上げに行ったらしいということがあって、単価が結構高いというか、借り上げ単価が高いということで留萌のほうに相当行ってたということを実際行った人に聞いていたのだけれども、その辺も含めてダンプの借り上げ、台数が町は2台しか持っていませんので、あとは業者さんから借り上げるというしかないと思うのですけれども、その辺の対応というのは今年も含めて来年度以降どういうふうにか聞かせてもらえればと。

酒井課長 今お話ありましたダンプの排雪の部分なのですけれども、やはり1月下

旬あたりは例年に比べると少ない台数で稼働していたという部分ありまして、ちょっと例年に比べると作業が遅くなってしまったということは認識はしております。その背景となりました理由は、お話を聞いてみますと、先ほど逢坂委員おっしゃいました、ちょっと留萌かどうか分からないのですけれども、ほかの自治体のほうから早いうちに地元のダンプがないからという部分で要請があって行っていることもあるということもお聞きしていますし、またほかの機関でも公共工事は冬の間も行われているというところもあって、そこにダンプが当たっているのだというような情報もありまして、なかなかこの時期に確保できなかったというのがあります。雪の降り方によっては、羽幌よりも雪が少ない自治体があれば排雪を早めにするということも生じれば早めに手配するということで、当然ダンプを持っている業者につきましてもそういう営業だとかやられていますので、これから早くやっぱりそういう交通ですか、状態を解消するには効率よい排雪を行うということは当然必要になっておりますので、降雪状況によってどのようなダンプの話合いができるのかというのも一つの課題になってくるのかなと思います。また、建設事業の話ではないですけれども、ダンプ持っている業者がやめただとか、運転手の方がいなくなったとかという部分はありますので、そういう情報も把握をしながら業者のほうとも協議はしていきたいと思っています。

村田議長             ちょっと聞きづらいのですけれども、焼尻地区について質問したいと思うのですが、2ページ目の令和5年度の予算内訳のところの焼尻地区のところを、すみません、この数字的部分をまずは説明していただきたいと思います。

高本係長             村田議長の質問にお答えします。焼尻地区のほうの除雪なのですけれども、令和4年度までは地元の事業者のほうに委託をして年間通して実施してもらっていたのですけれども、令和5年度に関しては今現在建設課の技術職の職員の者が現地に行って作業をしている状況です。そして、ここに出ている委託料の金額なのですけれども、建設課の職員が直営で行ってはいのですけれども、ただ毎日シーズン通して全ての日にちを対応するというわけではなくて、羽幌のほうに戻ってきている日にちもあるのです、その羽幌のほうに職員が戻ってきているときに焼尻地区のほ

うで降雪があったときに対応してもらおうということで焼尻島内の地元の業者のほうと連携を取って、そこで委託をしているところです。そして、委託料の当初の契約額109万2,000円、今変更契約額70万4,000円というふうにしたのですけれども、これは11月の後半のほうにおおむねの金額で100万円程度の契約額でして、今稼働時間が増える見込みがあるよということで契約変更で70万増加させています。  
以上になります。

村田議長 要は去年まで委託しているところがしてくれなくて、こっちから1名行って稼働している、その行っている日数というのは何日、今現段階で。逆に言うと、そうでなくて焼尻地区に行っていないときに今言っているのが合計で179万何がしということになると思うのですが、それでいくと通年で220万ほどで1シーズンやっているうちに除雪する人がいなくて困るといって羽幌町からわざわざ本当はこっちの仕事しなければならないのに行っていてやっている、それで困っていると言っていてこの数字となると何か日数的な部分でちょっと合わないような気がする、そこら辺もうちよっつと説明してもらえればありがたいです。

酒井課長 職員が行っている日数にしましては、大体一月に20日ちょっとですか、1週間から10日こちらに戻ってきている状況です。また、焼尻の委託料につきましては、あくまで実績払いということで、先ほどの業者の方が稼働した時間帯に単価を掛けて支払うという部分で、結果的にこの額全て支払うというのではなくて、実際に除雪支援業務として島に滞在していただいている時間に応じて支払うという予算にしておりますので、実際にはこれよりも最終的に委託料は減となる可能性があることをお含みいただければと思います。

村田議長 今の説明でいくと、変更契約額ってでは要らないのではないかなと思うのです。当初契約の109万2,000円というのもちょっと納得いかない部分があるのですけれども、何か中身的と言ったらいいのか、実情と合っていないと言ったらいいのか、役場の職員が1か月のうちの20日間、3分の2行っていると、3分の1が島でいつもやっている人でない人に多分お願いしているのか、そしたら。去年までの人は、やってくれないとい

うことで契約していないわけだから、そこら辺もうちょっと、何かつじつまが合わないので、分からないなというのがあるので、今の説明で。

酒井課長 職員が不在のときをお願いしているのは、今までやっている業者になります。その方も除雪の業務だけではなくて、違う仕事もこちらで担っているというのがありますことから、どうしてもこちらに来る仕事を担うときに長期間いなくなることもあるということもありましたので、なかなか今年度当初委託できないというふうになりまして、当初は業者を見つけてということでいろいろ検討はしてきた部分がありますことから、多く見積もって100万というような委託はしたのですけれども、検討した結果、業者が見つからないというところで継続してやむを得なく今の体制をしいているところになります。ですから、今お願いしているのは、例年行っている方がその業務に当たられているという状況です。(向こうにいる方がね。の声) そうです。もともとの業者の方になります。

村田議長 そういうのでいくと、内情としては分かります。あとは、それを踏まえて今年度は取りあえずそれで乗り切るしかもうないので、けがなく乗り切っていただきたいと思うのですが、それを踏まえて来年度非常にまた難しい問題なのかなと思うのですけれども、そこら辺の考え方としてどういう形でいく考えがあるのか、これからまだ来年度に向けて期間があるので、またいい業者さんを見つけるのか、難しい選択はあると思うのですけれども、そこら辺のもし考え方があれば教えていただければなと思います。

酒井課長 どうしても除雪といいましてもその地域の地形だとかいろんな要素を知っている方という部分ありますし、町道以外にも道道の除雪も行われておりますので、そういうところを勘案しながら協議をするタイミングをもっと早くしなければいけないのかなというふうに捉えております。ですので、今年度の実績だとかを踏まえた中で雪が降る本当に早い段階からいろんな検討を進めた中で今までの業者とかも含めて協議はしていきたいと思っています。

村田議長 結果、それこそ今課長から答弁あったように、多少単価高くしても今言

ったように実情を知っている人がやってくれることが実は事故だとか、物損だとかもなく、内情知っているわけですから、それが一番いいのかなと思うので、そうなれることを願ってやめます、これで。

小寺委員長

ほかにございませんか。(なし。の声)

それでは、以上をもちまして本日の総務産業常任委員会の休会中の調査  
終わりたいと思います。ありがとうございました。